

平成30・31年度
まち・ひと・しごと創生活用事業

ともに
活かそう
まちづくり

上越市 企業版ふるさと納税

国登録有形文化財小林古径邸を活かした芸術文化拠点の創生 詳しくは裏面へ

平成32(2020)年、小林古径記念美術館は新たに二つの顔を持つ美術館として再生します。一つ目の顔である小林古径の顕彰に加えて二つ目の顔として、富岡惣一郎や斎藤真一、柴田長俊などをはじめとする上越ゆかりの美術作品を展示します。また、市民が美術に気軽に触れ、体験できる場を備えた市民美術館として再出発します。企業のみなさまのご支援をお願いいたします。

小林古径記念美術館を ご支援ください。



小林古径記念美術館 完成イメージ



東側外観イメージ



南側外観イメージ

小林古径記念美術館について

上越市では、吉田五十八が設計した東京・南馬込の小林古径邸（国登録有形文化財）を平成13年に高田公園内へ移築復原しました。また、美術館は博物館と施設を共有して古径作品を展示し、当市出身の小林古径の顕彰を行ってきました。今回は小林古径邸敷地内に展示室等を移設し、小林古径邸と一体化した美術館として生まれ変わります。

リニューアル後には、小林古径作品のほか、富岡惣一郎や牧野虎雄、斎藤三郎などをはじめとする上越ゆかりの絵画、陶芸、彫刻などの多彩な美術作品を展示するとともに、美術を気軽に体験できる場を設け、市民に親しまれる美術館を目指して再出発いたします。



現在の小林古径邸



小林古径



小林古径《牡丹》 小林古径記念美術館蔵

小林古径（1883～1957）

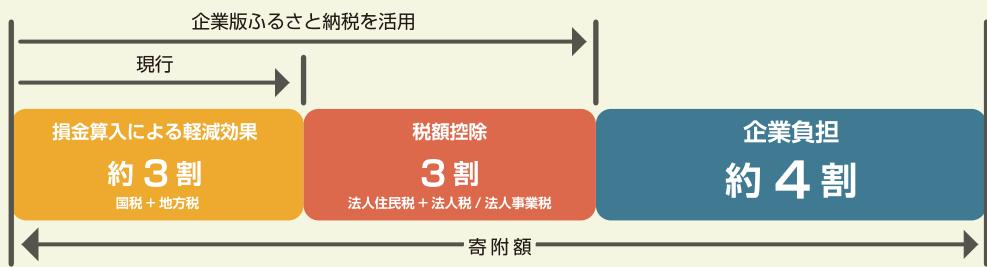
小林古径は新潟県上越市に生まれ、再興日本美術院において安田鞆彦・前田青邨らとともにその中軸を担って活躍しました。「髪」（重要文化財）や「清姫」などに代表される作品は、線描の美しさとともに清澄な色彩が高い品格をとげており、その芸術性が認められて昭和25（1950）年には新潟県人で初となる文化勲章を受章しました。

特例措置により法人関係税が今までの2倍（寄附額の約6割）軽減されます。

企業版ふるさと納税の仕組み

平成28年度に創設された地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し企業が寄附を行った場合に、寄附額の3割をこの企業の法人関係税から税額控除する制度です。従来からの損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、寄附額の約6割が軽減され、実質的な企業の負担は約4割まで圧縮されます。

法人関係税が今までの**2倍**軽減！



【税目毎の特例措置の内容】

- 法人住民税……寄附額の2割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）
- 法人税……法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）
- 法人事業税……寄附額の1割を税額控除（法人事業税額の20%（※）が上限）（※）地方法人特別税廃止後は15%

企業にとってのメリット

- 法人関係税において、大きな軽減効果を得ることができます。
- 地域に寄附を行うことで、社会貢献に取り組む企業としての宣伝効果が期待できます。
- 企業版ふるさと納税を通じた連携により、地方公共団体と企業の間で新たなパートナーシップの構築の可能性が広がります。

■寄附のお申し出について

当市の取り組みについてご賛同いただける場合には、別紙の寄附申出書を小林古径記念美術館までご提出下さい。

〈留意点〉

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附に対する返礼品はありません。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
- 寄附の払い込みは平成30・31年度の事業費確定後に事業費の範囲内で行うこととなります。事業費が確定しましたら、担当者からご連絡いたします。

お問い合わせ
お申し込み先

小林古径記念美術館

〒943-0835 新潟県上越市本城町7-7(高田公園内)
電話：025-523-8680 / fax：025-522-7205
e-mail：kokei@city.joetsu.lg.jp